

議 第 3 号

中山間地における地域防災力の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国による南海トラフ地震発生時の被害想定の見直しが行われ、本県では36市町村で震度6弱以上の揺れが予測されている。加えて、県独自調査により53市町村で孤立集落の発生が見込まれており、中山間地域を多く抱える本県においては、地域特性を踏まえた防災対策の強化が不可欠である。

特にこれらの地域では、通信の途絶や輸送手段の不足、外部支援の円滑な受入れが困難となることなどにより初動対応が遅れ、被害の拡大につながるおそれがある。

災害直後には、被災状況を的確に把握し、ニーズに応じた支援を迅速に行う必要があるが、小規模自治体では人口減や財源不足等により、単独での対策強化には限界があることから、孤立集落の発生防止に向けた対策はもとより、発生した場合にも対応できるよう、国による支援の充実が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中山間地における地域防災力を強化し、災害発生時における国民の生命及び安全の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 衛星通信等の代替的通信手段の整備に向けた支援を充実すること。
- 2 ドローン等を活用した物資輸送体制の構築に向けた支援を充実すること。
- 3 受援体制整備に対し、専門人材の派遣や技術的助言など、実効性を高める支援策を講ずること。